

1

連載エッセイ

文化財を 生かした 地域 づくりを！

田村 孝子

たむらたかこ

(財) 砂防・地すべり技術センター評議員
静岡県コンベンションアーツグランシッ
プ館長

「**静**岡県コンベンションアーツセンター」通称「グランシップ」館長の仕事をお引き受けして、まもなく1年になります。初めての新幹線通勤を経験し、そのスピードにびっくりしたり、意外と揺れる車体にちょっと不安になったり、でも都内を移動するより早く到着する便利さに驚いています。酒匂川付近で試験運転されていた新幹線を見学に来た頃を思うと、隔世の感といったところでしょうか。

毎日通う「グランシップ」は、その新幹線が走るすぐそばにあります。13秒で走り去る新幹線からもその存在が印象的なように、西欧の教会をイメージしたという建築家 磯崎 新氏的设计によるその建物は、駿河湾、遠州灘を抱く静岡ならではの、その名のとおり大きな船を思わせます。それと同時に富士山を背景にしたその姿も、展望台や会議室から見える富士山も、まさに静岡ならではの景観です。ところが東京からの新幹線の車窓から見える富士山は、写真などで見る頂に雪のあるきれ

いな姿なのに、静岡に着くとその雪がまだらになってしまうのです。目の錯覚かと思い、毎日注意してみても同じ、それは風のせいと聞き納得したものです。国が直轄で工事にあたっている大沢崩れとともに、自然の厳しさを実感する光景です。それと同時に毎日見るようになって、気になることがもうひとつあります。それは、小田原を過ぎるあたりまでは車窓の富士山をさえぎる前景があまり気にならないのですが、その後はせっかくの富士山なのになぜ?と思う建造物が多くなるのです。ヨーロッパの森林、山野の光景を考えると、せっかくの日本のシンボルを生かした地域づくりをなぜしなかったのだろうと思ってしまいます。

実はこんな反省は各地でもされるようになり、平成16年に成立した「景観法」に基づき、景観形成の観点から厳格に規制を定める地域もできました。それでもなかなか積極的になっていないのが現実で、このほどさらに一步踏み込んだ法律が閣議決定されました。地域自らが、グランド・デザインを描き申請すれば、地域再生が可能な支援が受けられるのです。市町村にとってはチャンス、ぜひこれを活用した地域づくりがすすむことを願い、ご紹介しましょう。

1月末に閣議決定したこの法律名は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」略して「歴史まちづくり法案」です。初めて、文化庁による文化行政と国土交通省と農林水産省によるまちづくり行政が共同で、文化財や歴史遺産のある地域全体を再生していこう、というものなのです。

なぜこのような法律の成立が図られているかといいますと、昭和25年に「文化財保護法」が成立して以来、国指定の文化財は国がその保護を支援してき



浅間大社舞楽奉納

イラスト：仲野順子

ました。年々その指定件数は増えてきているのですが、重要文化財、史跡名勝天然記念物、重要有形民俗文化財など、所有者、市町村、都道府県そして国がその保護につとめています。でもよく言われることなのですが、文化財に指定されると十分な資金的支援がないうえ、制約もあり大変だと……それに指定された文化財がそれだけで存在するわけではありません。それを生み出した背景や環境、歴史や文化があるわけです。実は文化審議会の文化財部会で昨年出された報告書に「市町村において、文化財を周辺環境も含めて総合的に保存活用するための方針“歴史文化基本構想”を定める試みを支援していこう」とあるのですが、実際問題として予算的にも文化庁だけで出来ることではありません。

方、国では昭和41年から「古都保存法」で京都、奈良、鎌倉などについて歴史上意義ある建造物、遺跡と同時に歴史的風土の保存を図ってきました。でも、今日京都や金沢などの歴史的で伝統的な建造物が急速に失われている現状が危惧されています。また、都市については昭和43年から「都市計画法」で文化的な都市生活、機能的な都市活動を目指して整備・開発がすすめられてきました。ところが、これまで機能に重点が置かれ、実利のみを追求した開発が行われてきたのです。そんな反省から「美しく風格ある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造と個性的で活力ある地域社会の実現」を目指して「景観法」をつくり、美しい地域づくりを支援してきたのです。

これらの法律が活かされたならば、“歴史文化基本構想”は実現可能なはずなのですが、現実はそのようにはなっていないのです。そこで、歴史に恵ま



れた地域のハードとソフトを一体として維持・向上させ、市町村が積極的にまちづくりに活かせるようにということで今回の法案が生まれたのです。

どんなことが可能になるのかといいますと、これまでも国宝や国の重要文化財に指定された建物の解体修理や修復などには補助が出ていましたが、予算的に充分でないばかりか周辺部分にある未指定の建造物については無理だったのです。ところが今回は重要と見なされれば「歴史的風致形成建造物」として復元、修理、買収なども補助事業として行うことができます。また、「歴史的風致」を損なっていると思われる建物についても直したり、時には取り壊したりするためにも補助が出ます。街の景観のため、電柱を無くし電線を地下に埋設すること、地区内の交通システムや駐車場を整備すること、屋外広告物の規制も図れますし、これまでは規制のあった地域でも歴史的建造物を活用したレストランやものづくり工房が可能になるのです。もちろん地域に伝わる伝統行事などのソフト事業への支援もできます。

国の重要文化財のある市町村が、その歴史遺産を活かしたまちづくりの方針や重点区域を決めた計画を国の基本方針に基づいて作り、それを文部科学大臣、国土交通大臣、農林水産大臣に申請して認定を受けるのです。これにより、重点区域内では重要

文化財と一体で、さまざまな復元・再生事業が強力に推進でき、広告規制や公園管理も市町村に権限が委任されるのです。この法律が縦割り行政でなく省庁を超えていること、「歴史まちづくり法案」といわれるようにまちづくりに文化的な視点が重要視されていることは、これまでには無かったといっても言い過ぎではないと思います。

今、富士山を世界遺産にという運動がさかんに展開されています。また、静岡の富士宮市には、東海地方最古の名社といわれる富士山本宮浅間大社があり、境内にある湧玉池は地下を流れてきた富士山の雪解け水が1日16トン湧き出しています。近くを流れる大沢川、潤井川から山部赤人の歌で知られる田子の浦港に至る砂防事業もふくめ、富士山と周辺の文化財を活かした地域づくりができるチャンスでもあります。

ヨーロッパの歴史都市を見ても、EU 連合後の文化創造都市計画を見ても、地域づくりには必ず、文化的視点、アートを活かした都市づくりがされています。今回の法案の対象となる市町村は全国996あるそうです。「歴史まちづくり法案」がきっかけとなり、「文化による地域づくり」が言葉だけでなく、文化的視点、さらにはアートの視点が活かされたグランド・デザインを描いてほしい、そんな気がしています。